

富田林市寺内町観光駐車場約款

(目的)

第1条 この約款は、富田林市寺内町観光駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する契約（以下「利用契約」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 駐車場の名称及び所在地はそれぞれ次のとおりとする。

駐車場の名称 寺内町観光駐車場

(管理者)

第3条 駐車場の管理者（以下管理者という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

所在地 富田林市常盤町1-1

代表名 富田林市長 吉村善美

(契約の成立)

第4条 利用契約は、利用者となろうとする者が提出した申請に対し、管理者が許可をしたときに成立する。

(駐車場の用途)

第5条 駐車場は、車両の駐車に用いるものとする。ただし、管理者が認める場合はこの限りではない。

(利用の要件)

第6条 駐車場は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り利用することができる。

(1) 地域の団体または店舗が本市内でイベントを実施する場合

(2) その他、管理者が認める場合

(駐車できる車両)

第7条 普通自動車に限り駐車場を利用することができる。

(駐車場利用料金)

第8条 駐車場利用料金については、1日当たり5,000円とする。

2 利用者は、駐車場利用代金を管理者が定める方法により、駐車場の鍵を借りるまでに支払わなければならない。

3 次の各号に該当する場合は、駐車場利用料金を徴収しない。

(1) 地域の公共的団体が利用する場合で、公益事業の用に供するとき

(2) その他、管理者が認める場合

(利用営業時間)

第9条 利用者が駐車場を利用できる時間は、原則午前9時から午後5時30分までとする。

(駐車場の鍵の管理)

第10条 利用者は、富田林市役所の開庁時間内に管理者の指定する場所で駐車場の鍵を借り、返却しなければならない。ただし、返却においては速やかに行うこととする。

(駐車場内の規律)

第11条 利用者は、駐車場内においては、道路交通関係法令を遵守しなければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は前条の定めのほか、駐車場内において次の各号を遵守しなければならない。

(1) 喫煙をしないこと

(2) 駐車中はエンジンを停止すること

(3) 前号に掲げるもののほか、管理者の指示に従うこと

(入場拒否)

第13条 管理者は、利用契約が成立した後であっても、次の各号に該当する場合には、駐車場への入場を拒むことができる。

(1) 駐車場内の管理上支障があると認められる場合

(2) 利用者が第7条の駐車場利用料を納付しない場合

(車両の積載物に関する免責)

第14条 管理者は、車両内に残された貴重品、その他の積載物に関する損害については、損害の責を負わない。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第15条 管理者は、直接又は間接を問わず、次の事由その他管理者の責めに帰さない事由によって生じた車両又は利用者の損害については、賠償の責を負わない。

(1) 天災地変、その他の不可抗力による事故

(2) 車両とその積載物若しくは、取り付け物の過失又はその性質による事故

(3) 管理者の責に帰さない事由によって生じた駐車場内における衝突、接触その他

(4) その他の管理者が善良なる注意をもってしても防止できない事故等

(営業休止等による免責)

第16条 管理者は、天災地変、その他不可抗力により施設及び器物の全部又は一部が滅失、若しくは破損する事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において営業中止等によって生ずる損害については、賠償の責を負わない。

(利用者に対する損害賠償の請求)

第17条 利用者及びその関係者は、故意又は過失により駐車場の諸設備及び、他の車両等に損害を与えたときは、その損害について管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。

(この約款に定めない事項)

第18条 この約款に定めない事項については、法令の根拠に従って処理する。

附 則

この約款は、令和7年4月1日から施行する。